

東京都における猫の飼育実態調査の概要 (平成 18 年度)

東京都福祉保健局

1 調査目的

東京都における猫の屋外生息数や飼い猫の飼育実態を把握するとともに、平成 13 年度から 15 年度に実施された「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」の効果を検証することにより、今後の動物愛護管理施策や普及啓発の基礎資料とすることを目的とした。

2 調査期間

平成 18 年 9 月 8 日から 12 月 28 日

3 調査項目

- (1) 資料調査（現地調査方法の検討、調査区域の選定、アンケート調査票の設計のための資料調査）
- (2) アンケート調査（飼育実態調査及び猫に対する都民意識調査）
- (3) 猫の個体数推定を行うための現地調査（屋外にいる猫の目視調査）

4 調査対象地域

頭数の推定範囲は、島しょ地域を除く東京都内の都市計画区域。

生息頭数を推定するために、アンケート及び現地調査により実態を把握する地区を実態調査地区とし、平成 9 年度の調査と同じ 10 箇所を調査した。

また、「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」を実施した地域から 6 箇所を選び、プラン実施後の検証をヒアリングとアンケート調査により行った。

飼い主のいない猫との共生モデルプランとは・・・

飼い主のいない猫に起因する様々な問題を、猫と共存する方向で地域住民と民間動物愛護団体及び行政が協働して解決を図る試行的な取組を行う地域を「モデル地域」に指定し、猫による被害減や地域の環境美化など問題解決に向けた活動をモデルプランとして区市町村及び都が連携して支援をする事業。平成 13 年度から平成 15 年度までの 3 年間に、20 地域をモデル地域に指定し、支援を行った。

5 調査方法及び内容

5.1 アンケート調査（飼育実態調査及び猫に対する都民意識調査）

平成 9 年度の調査と同じ 10 箇所と、「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」を実施した地域から 6 箇所を選び、その中から調査対象者を選定した。

調査票は、現地調査の踏査ルート周辺 100m 以内にある住宅から選定し、住居形態による差異が生じないように配慮した。調査票は、一戸あたり 1 通、合計 4600 通を直接配布した。

《配布内訳》

合計 4,600 通を配布（一戸あたり 1 通を配布）

平成 9 年度の調査地域

400 通 × 10 地域 = 4,000 通

「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」実施地域

100 通 × 6 地域 = 600 通

5.2 現地調査（屋外にいる猫の目視調査による猫の個体数推定調査）

都内に生息する屋外猫の目視調査を行い、個体数の推定を行った。

調査方法は原則として、平成 9 年度に実施した調査に準拠した調査方法とした。

(1) 調査方法

野鳥の生息数調査で用いられるルートセンサス法により、ルート周辺の左右それぞれ 10m の範囲に見られる屋外猫についてカウントした。ルート延長は 68 km。

現地調査は、各地域できる限り同条件のもと、午前 1 回、午後 2 回（昼、夕）の計 3 回実施した。

(2) 調査範囲及びルートの設定

平成 9 年度に実施した調査と同じ 10 地域において、それぞれ踏査ルート（5～10 km）を 1 ルート設定した。ルート設定に際しては、平成 9 年度に実施した調査時と、可能な限り同じルートとした。

(3) 算出方法

調査時点で、各個体の特徴と発見場所を記録し、識別できた個体数の平均を求めた。さらに発見率を加味して個体密度を推計した。（発見率は、猫の生息実数がわかっている限られた区域で、同様の方法による踏査を行って算出した。）

東京都全域の生息数は、個体密度に都市計画区域面積を乗じて算出した。

計算式及び発見率の算出方法は以下のとおり。

東京都の屋外にいる猫生息数 =

$$\frac{\text{総確認個体数}}{\text{調査回数} \times \text{現地調査面積} \left[\text{調査幅} \times \text{調査ルート延長} \right]} \times \text{都市計画区域面積} \times \text{発見率}$$

発見率の算出（平成 9 年度調査と同様）

調査範囲：東京農工大学構内（0.23 km²、ルート長 3.6 km）

調査回数：1 日 5 回 × 10 日間 計 50 回

結果：調査範囲内では 26 頭の猫が確認されているが、ルートセンサス法による平均発見個体数は 11.3 頭であった。

発見率：平均確認個体数 / 生息実数 = 0.43

6 調査結果

6.1 アンケート調査

(1) 回収状況

調査票の回収数は、1,131通（24.6%）であった。

調査地域別の調査票回収状況を表1に示した。回収率は、平成9年度調査地域の23.7%に対して、「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」実施地域では30.3%であり、モデルプラン実施地域の関心の高さが伺える。

表1 調査地域別の調査票回収状況

| | 平成9年度調査地域 | モデルプラン実施地域 | 合計 |
|-----|---------------|-------------|-----------------|
| 回収数 | 949通 / 4,000通 | 182通 / 600通 | 1,131通 / 4,600通 |
| 回収率 | 23.7% | 30.3% | 24.6% |

(2) 回答者の属性

アンケートの回答者は女性が約6割を占め、年代別には約半数が60代以上であった。住居形態は一戸建ての回答者が平成9年度に実施した調査時の7割を上回り、8割を超えた結果となった。

(3) 飼い猫の飼育実態

飼育世帯の割合と平均飼育頭数

猫を飼育している世帯は、東京都の総計では11.5%であり、平成9年度の調査の11.7%と比較するとわずかに減っている。また、区部は多摩地域に比較して飼育世帯割合は少ない結果となった。

住居形態別に見ると、一戸建てでは11.9%、集合住宅では9.6%の世帯で猫を飼育していることが分かった。（表2）

住居形態別の平均飼育頭数は、一戸建てで1.73頭/1世帯、集合住宅では1.27頭/1世帯となり、猫を飼育している一世帯あたりの平均飼育頭数は、1.66頭/1世帯であった。（表3）また、集合住宅では、3頭以上の多頭飼いはみられなかった。（図1、表4）

平成9年度の調査時は、一戸建てと集合住宅での平均飼育頭数にあまり差は見られなかったが、平成18年度の調査では、集合住宅における1世帯あたりの平均飼育頭数が一戸建てに比較して少なくなっており、集合住宅においては単頭飼いが多くなっていることが示唆された。

この結果に都内の住居形態の割合を考慮すると、東京都において飼育されている飼い猫は約84万頭と推計された。(表5)

表2 住居形態別飼育世帯数の比率

| | 一戸建て | 集合住宅 | その他 | 合計 |
|----------|-------|-------|------|-------|
| 平成18年度調査 | 11.9% | 9.6% | - | 11.5% |
| 平成9年度調査 | 13.8% | 10.7% | 9.4% | 11.7% |

表3 一世帯あたりの住居形態別の平均飼育頭数

| | 一戸建て | 集合住宅 | 合計 |
|----------|-------|-------|-------|
| 平成18年度調査 | 1.73頭 | 1.27頭 | 1.66頭 |
| 平成9年度調査 | 1.75頭 | 1.71頭 | 1.73頭 |

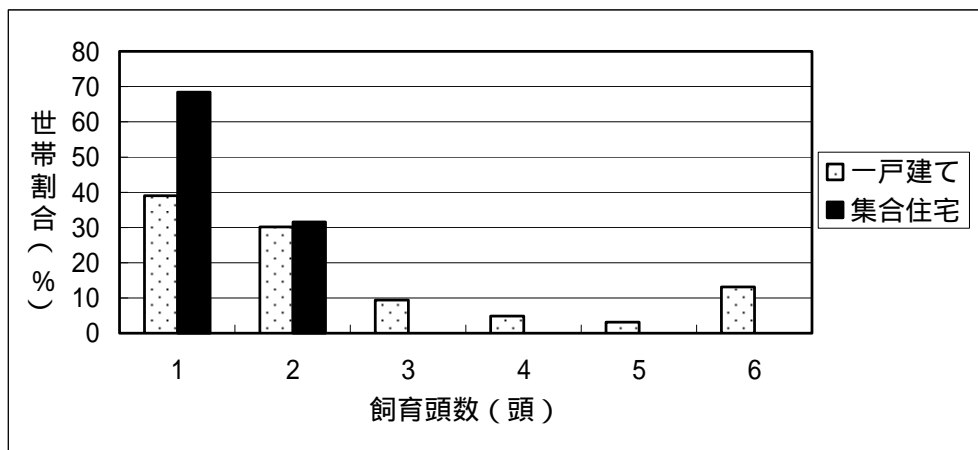


図1 住居形態別飼育頭数の比率

表4 住居形態別飼育頭数の比率 (%)

| | | 1頭 | 2頭 | 3頭 | 4頭 | 5頭 | 6頭 | 7頭 | 8頭 | 9頭 | 10頭 | 11頭 | 12頭 |
|----------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 平成18年度調査 | 一戸建て | 39.0 | 30.2 | 9.4 | 5.0 | 3.1 | 0.0 | 13.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 集合住宅 | 68.4 | 31.6 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 平成9年度調査 | 一戸建て | 56.1 | 25.2 | 8.9 | 4.1 | 1.6 | 2.4 | 0.0 | 0.8 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.8 |
| | 集合住宅 | 58.1 | 25.8 | 6.5 | 6.5 | 3.2 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

表5 東京都における飼い猫の推定頭数

| | 住居形態（世帯数） | 飼育頭数 / 1世帯 | 飼育世帯数 の比率 | 推定個体数 | |
|--------------|-------------------|---------------|--------------|--------|---------|
| 平成18年度 調査 | 一戸建て(1,809,559世帯) | 1.73 | 11.9% | 37.3万頭 | 84.4万頭 |
| | 集合住宅(3,716,195世帯) | 1.27 | 9.6% | 47.1万頭 | |
| | その他(100,206世帯) | 1.47 | 12.0% | | |
| 平成9年度 調査 | 一戸建て(1,783,539世帯) | 1.75 | 13.8% | 42.9万頭 | 105.2万頭 |
| | 集合住宅(3,286,288世帯) | 1.71 | 10.7% | 59.9万頭 | |
| | その他(129,996世帯) | 2.00 | 9.4% | 2.4万頭 | |

世帯数：国勢調査での世帯割合を参考に算出

その他は寺院など。平成18年度の調査においては、その他の数値は全体の数値より推計した。

飼育形態（屋内飼育と屋外飼育）

世帯別に飼育形態を考察すると、全体の64.5%が屋内飼育（屋外には一切出さない）し、35.5%が屋外飼育（屋外に出す場合がある、あるいは屋内に一切入れず屋外のみ）をしていることが分かった。

飼い猫の頭数を推定すると、都全域の飼い猫の飼育頭数約84万頭の飼育形態の内訳は、屋内飼育の猫が約65万頭、屋外飼育の猫が約19万頭となる。

表6に住居形態別の飼育形態について示した。

平成9年度の調査時に比較して、屋内飼育の割合が高くなっていることが分かった。

表6 飼い猫の飼育形態別の推定頭数（屋内飼育と屋外飼育）

| | | 屋内飼育 | 屋外飼育 (屋内と屋外両方/屋外のみ) | 屋内飼育猫の 推定頭数 | 屋外飼育猫の 推定頭数 |
|--------------|------|-------|-------------------------|----------------|----------------|
| 平成18年度 調査 | 一戸建て | 61.2% | 38.8% (30.0% / 8.8%) | 22.8万頭 | 14.5万頭 |
| | 集合住宅 | 89.5% | 10.5% (10.5% / 0.0%) | 42.2万頭 | 4.9万頭 |
| | 合計 | 64.5% | 35.5% (27.7% / 7.8%) | 65.0万頭 | 19.4万頭 |
| 平成9年度 調査 | 一戸建て | 40.8% | 59.2% | 17.5万頭 | 25.4万頭 |
| | 集合住宅 | 71.0% | 29.0% | 42.5万頭 | 19.8万頭 |
| | 合計 | 57.4% | 42.6% | 60.0万頭 | 45.2万頭 |

首輪の有無

飼い猫に首輪等のなんらかの目印をつけている飼い主は、44.0%であり、平成9年

度の調査時の 51.5%よりも低い結果となった。首輪をつけていない飼い猫が増えた原因は、屋内飼育の増加によるものと思われる。

一方、迷子札や飼い主の連絡先等、「自分の飼っている猫」であることが分かる身元表示をしている飼い主は 20.1%であり、平成 9 年度の調査時の 9.2%の倍以上の結果となった。(表 7)

飼育形態別の首輪装着率を見ると、屋内飼育の場合は屋外飼育の場合に比べて、首輪等の装着率がやや高い傾向が見られた。(表 8)

屋外にいる飼い猫(出入り自由、飼い主が外出を管理、屋外のみ)の首輪等の装着率は 51.8%であり、首輪等がなにも着けられていない猫は、48.2%であった。このことにより、屋外にいる猫について、飼い主の有無を判別することは非常に困難であることが示唆された。

表 7 首輪装着率

| | 平成 18 年度 | 平成 9 年度 |
|--------|----------|---------|
| 首輪と迷子札 | 11.3% | 4.6% |
| 首輪に名前 | 8.8% | 4.6% |
| 首輪のみ | 23.9% | 43.5% |
| 何もなし | 56.0% | 48.5% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% |

表 8 飼育形態別の首輪装着率

| | 屋内飼育のみ | 出入り自由 | 飼い主が 外出を管理 | 屋外のみ |
|--------|--------|--------|---------------|--------|
| 首輪と迷子札 | 11.8% | 15.2% | 9.1% | 0.0% |
| 首輪に名前 | 8.8% | 12.1% | 9.1% | 0.0% |
| 首輪のみ | 21.6% | 27.3% | 54.5% | 25.0% |
| 何もなし | 57.8% | 45.5% | 27.3% | 75.0% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

トイレのしつけ

全体では、77.1%が家の中、13.0%が家の中と庭、9.9%がしつけをしていないという回答であった。

飼育形態別に見ると、屋内飼育の場合は 100%の飼い主がトイレのしつけをしているのに対し、屋外のみで飼っている飼い主の 84.6%がしつけをしていなかった。(表 9)

表9 飼育形態とトイレのしつけ

| | 屋内飼育のみ | 出入り自由 | 飼い主が 外出を管理 | 屋外のみ |
|-------|--------|--------|---------------|--------|
| 家の中 | 100.0% | 33.3% | 72.7% | 0.0% |
| 家の中と庭 | 0.0% | 47.2% | 27.3% | 15.4% |
| しつけなし | 0.0% | 19.4% | 0.0% | 84.6% |
| 合計 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

不妊去勢手術の実施状況

飼い猫（メス）のうち 90.6% が不妊手術済みであり、飼い猫（オス）のうち 88.7% が去勢手術済みであった。

入手経路

猫の入手経路は、「友人・知人から」が 32.3% で最も多く、次いで「拾った」が 27.2% で多かった。

一方、モデル地域の回答では、「拾った」が 35.9% で最も多く、次いで「友人・知人から」が 33.3% で多かった。

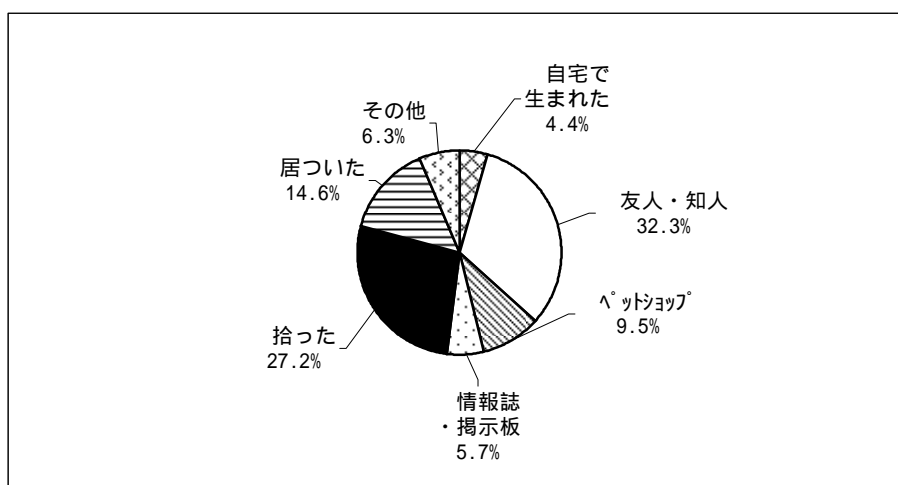


図2 飼い猫の入手経路 (n = 158)

繁殖経験

メス猫の 86.1% は繁殖経験がないという結果であった。

飼育費用

1年間にかかる費用のうち、食料費は 1~3 万円と回答した家が多く (45.2%)、次いで 3~6 万円 (32.7%) であった。医療費も同額の 1~3 万円と回答した家が多く (63.3%)、次いで 3~5 万円 (16.5%) であった。

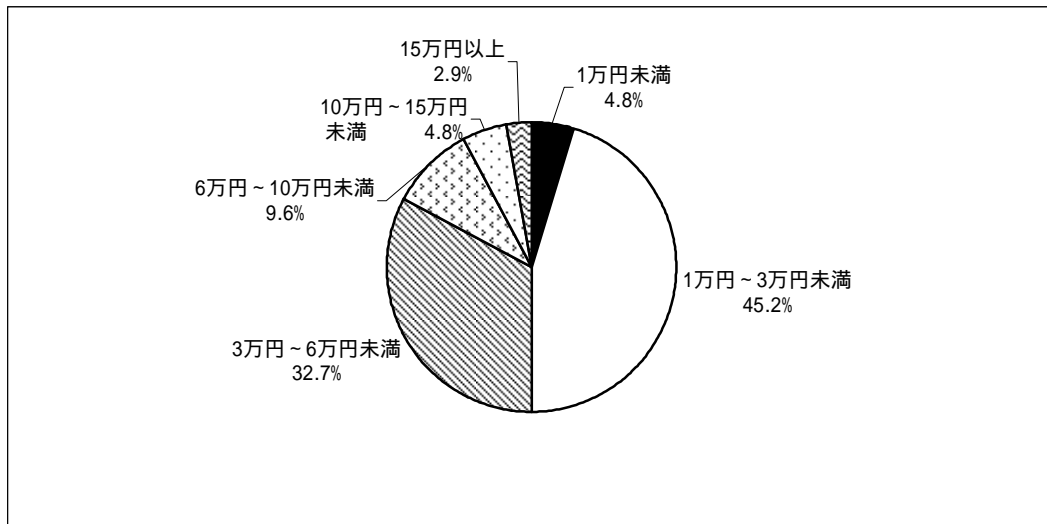


図3 1年間あたりの飼育費用（食料費）(n = 104)

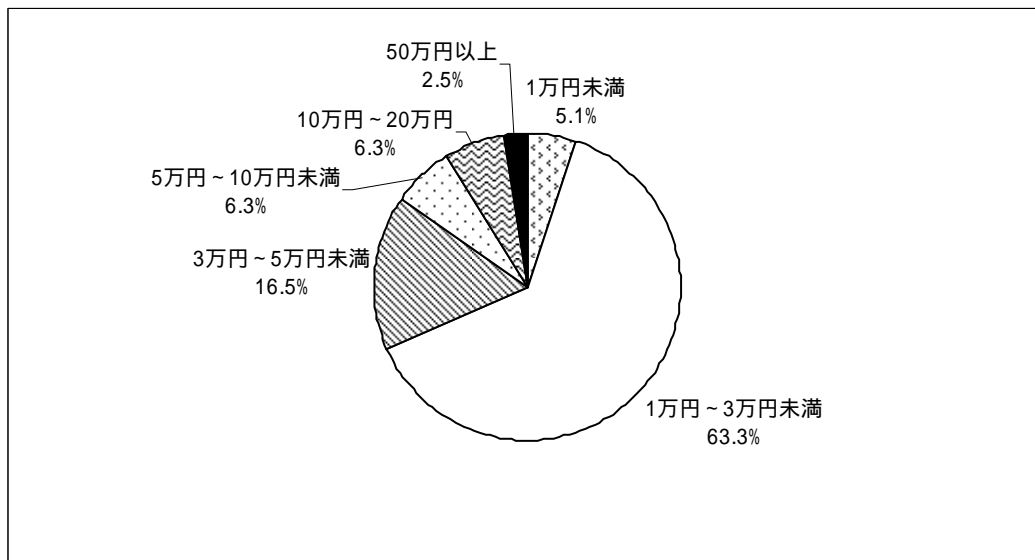


図4 1年間あたりの飼育費用（医療費）(n = 79)

(4) モデルプラン実施地域でのヒアリング調査

6箇所「飼い主のいない猫との共生モデルプラン」実施地域で活動している方にヒアリング調査を行った。

地域によって、活動内容や意見、地域での課題に違いは見られたが、多くの地域で人材不足による責任の集中や活動費用の負担についての問題が挙げられた。

以下に主な意見を示した。

・ 人材不足による責任の集中

他に協力者がいないので、餌やり・餌場の清掃などすべて一人で行っている。

協力者のネットワークによる活動の分担、ノウハウの継承による問題の抱え込みの回避が必要

・ 地域の関心

手術が済んでしまうと意識が薄れがち

意識を継続して持ってもらうために、アンケートの定期的な実施が効果的

・ 活動費用の負担

餌代などの負担が大きい

フリーマーケットの開催や寄付、補助金の活用

・ 活動の継続

活動を継続していかないと、一度不妊去勢手術をただけでは猫の外部からの流入により、再び増えてしまう

・ 飼い主への啓発

屋外で飼われている飼い猫による繁殖により、飼い主のいない猫が増えてしまう

(5) その他

猫への餌やり

猫への餌やりを見かけると回答した人の構成率は、実態調査地区で 60.8%、モデルプラン実施地域では 64.6%で、あまり差はない。

飼育に関する管理規約

集合住宅において、管理規約があると回答した人は 63.7%であった。

6.2 現地調査

(1) 東京都における屋外にいる猫の生息数

現地調査により屋外で観察された猫の頭数を観察した面積から換算し、発見率を加味して、単位面積あたりの平均個体密度を求めた。

平均個体密度に都市計画区域面積を乗じて、東京都内の屋外にいる猫の総数は約 21 万頭と推計した。

東京都の屋外にいる猫生息数

$$\begin{aligned} &= \frac{\text{総確認個体数}}{\text{調査回数} \times \text{現地調査面積} [\text{調査幅} \times \text{調査ルート延長}] \times \text{発見率}} \times \text{都市計画区域面積} \\ &= \frac{257}{3 \text{ 回} \times 20\text{m} \times 68,000\text{m} \times 0.43} \times 144,227\text{ha} \times 10,000 \\ &= 211,276 \text{ 頭} \end{aligned}$$

(2) 東京都内の猫の個体数

また、個体ごとの確認調査で屋外にいる猫の 15%が首輪を装着していたことと、アンケート調査のうち屋外飼育猫の首輪装着率が 51.8%であったことから、屋外猫のうち飼育されている頭数は約 6 万頭と推計され、残りの約 15 万頭が飼い主のいない猫となる。

屋外猫のうち、屋外飼い猫の頭数

$$\begin{aligned} &= \text{屋外猫の生息頭数} \times \text{現地調査による屋外生息猫の首輪装着率} / \text{屋外飼い猫の首輪装着率} \\ &= \text{約 } 21 \text{ 万頭} \times 0.15 / 0.518 \\ &= \text{約 } 6 \text{ 万頭} \end{aligned}$$

現地調査による屋外での確認個体数と発見率、及びアンケート調査から推計される東京都全体での猫の生息数は、およそ 99 万頭であると推計された。概略を図 5 に示した。

平成 9 年度調査の 116 万頭に比較すると、屋外で飼育されている飼い猫は 45 万頭から 19 万頭へと約 26 万頭減少した。屋内飼育の猫も 5 万頭増加しており、飼い猫の屋内飼育が増えていることが示唆された。

一方、飼い主のいない猫の頭数は、増加している。

| | | | | |
|------|-------------------|-------------------|------------------|-------------|
| 18年度 | 飼い猫（室内飼養） 65万頭 | 飼い猫（室外飼養） 19万頭 | 飼い主のいない猫 15万頭 | 総数 99万頭 |
| 9年度 | 飼い猫（室内飼養） 60万頭 | 飼い猫（室外飼養） 45万頭 | 飼い主のいない猫 11万頭 | 総数 116万頭 |

図5 平成9年度と平成18年度の猫の推定頭数の比較

7 おわりに

本調査は、平成9年度に実施した猫の飼育実態調査と同様の調査方法（現地調査とアンケート調査）により東京都全体の猫の飼育実態の現状を推計し、前回調査結果との比較を行った。

東京都における動物の致死処分数は、猫が約9割を占めており、特に出生後間もない子猫が大部分である。平成19年4月に策定した東京都動物愛護管理推進計画では、動物の引取り数を半減、致死処分数を55%削減すると目標を掲げており（いずれも平成18年度実績比）、その目標達成には飼い主のいない猫に関する施策の充実が不可欠である。

本調査は、動物愛護管理施策を実施する上で非常に有用な資料であり、今後も定期的な調査を実施することも必要である。その際には、住居形態の変化など、地域社会の変化に配慮することが求められる。

本調査にあたり、アンケートに御協力いただいた都民の皆様に厚く感謝の意を表します。